

## 第46回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
<b>新規計画 6件</b>							
1	秋田県	三種町	みたねどぶろく 特区	秋田県山本郡三 種町の全域	<p>三種町は、農業が基幹産業であり、販売額の8割を占める水稻の他、生産量日本一を誇る特産品のじゅんさいなどを生産している。観光では、じゅんさい摘み取り体験や夏の海水浴場でのサンドクラフト(砂像制作展示)などに多くの観光客が訪れているが、その多くが通過型であり、滞在時間の増加による消費活動促進が課題となっている。</p> <p>本特例措置を活用し、農家民宿などでじゅんさいだまこ鍋や地元で採れた山菜やきのこを使用した郷土料理と併せてどぶろくを提供することで、地域資源を活かした観光の付加価値を高め、滞在時間や消費活動の拡大を図る。</p> <p>また、グリーンツーリズムの推進や都市と農村の交流人口拡大に波及させることで地域の活性化を図る。</p>	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
2	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発 達支援センター 給食搬入特区	武蔵野市の全域	<p>武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。</p> <p>本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
3	岐阜県	関市	刃物と鵜飼のま ち・せき どぶろ く特区	関市の区域の一 部(関地域)	<p>関市(関地域)では、伝統的な産業である刃物製造や国重要無形民俗文化財に指定された伝統漁法である小瀬鵜飼を中心に刃物と鵜飼のまちづくりを進めているが、日帰り観光客が多数であり、滞在型観光への転換が課題となっている。</p> <p>本特例措置の活用により、本市で育種された特産米の「みのにしき」を原料とした「どぶろく」を製造し、長良川の鮎、円空里芋、原木しいたけ等の豊かな農林水産物とともに提供する。これにより、魅力的で個性的な食文化という新たな観光資源を作り上げ、これまでの「刃物と鵜飼のまちづくり」と連携して昼夜一貫の滞在型観光のまちづくりを目指す。また、都市住民との交流の増加により地域産物の消費を拡大し、地域活性化を図る。</p>	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
4	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部 搬入特区	甲賀市の全域	<p>甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。</p> <p>本特例措置を活用して、近隣の保育所等で一括して給食の調理を行い、各保育所へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより削減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進や地域の活性化を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。</p>	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
5	奈良県	奈良市	奈良市東部地域 どぶろく特区	奈良市の区域の 一部(田原、柳 生、大柳生、東 里、狭川、月ヶ 瀬及び都祁地 区)	<p>本地域は年間1,400万人が訪れる世界遺産エリアから車で30分の奈良市の東部、大和高原の北部に位置し、冷涼な気候をいかした質の高い高原米や高原野菜を生産している。その一方で、中山間地域の課題である急速な人口減少、高齢化、生産年齢人口比率の低下が起きており、地域の体力や活力が低下している。それに伴い、主産業である農業の担い手も急激に減少しているため、農業を「稼げる」産業へと変革し、農業者の所得を向上させ、その担い手を増加させる必要がある。</p> <p>本特例措置により、特区内において特定農業者が米を原料とした濁酒を製造することで、本市中心部の観光客を本地域に引き込み、観光客の増加を図る。さらに、米に新たな付加価値をつけ、新たな地域資源とし、農業所得の向上による担い手不足の解消を図る。</p>	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
6	宮崎県	日向市	日向市地域特産 物リキュール特 区	日向市の全域	<p>日向市では、特産である香酸柑橘「へべす」を中心に様々な農畜産物が生産されているが、後継者不足や遊休農地の拡大等、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増している。そのため、「儲かる農業」を実現させ、農業者の安定した生活を確保することが求められている。</p> <p>本特例措置を活用し、「へべす」等特産品を使ったリキュール製造が可能な環境を整備することで、六次産業化や特産物の需要増加を促進し、農家所得の向上や経営規模拡大を目指す。さらに、さまざまな事業者等がリキュールを製造することにより、農商工連携によるビジネスチャンスを生み出し、地域や地域経済を活性化することで、「儲かる農業」を実現し、後継者不足や遊休農地の拡大等の解消を図る。</p>	709 (710,711)	特産酒類の製造事業